

碧南市例規システム導入業務仕様書

1 導入する機能

- (1) 例規検索機能
- (2) 例規起案・審査機能
- (3) 例規データ公開用機能
- (4) 法令制定改廃情報提供機能
- (5) 法令検索機能
- (6) 判例検索機能

※(1)～(6)を「例規システム」という。

2 基本仕様

- (1) LGWAN-ASP接続にて活用し、庁内でのサーバ管理が不要なシステムとすること。
- (2) 職員のパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

ア OS

Windows 10以上、Windows Server 2016以上

※全てのエディションで動作すること。また、OSのバージョンアップがあった場合には、随時対応すること。

イ ブラウザ

Internet Explorer 11、Microsoft Edge (Chromium版)

※マイクロソフト社から最新バージョンが提供された場合は可及的速やかに対応すること。

- (3) 主な例規システムの構築は以下のとおりとする。(例規間及び現行法令へのリンクを含む。)

ア 現行例規(令和4年3月30日内容現在) 911件

イ 令和4年5月～令和4年12月末までの制定改廃予定件数 90件

ウ 令和4年4月1日以前の過去原議(令和4年3月30日内容現在) 1,366

件

エ 令和4年1月1日以降の過去例規条文

オ アからエまでの規定中に引用される法令又は例規へのその内容時点で有効なリンク

- (4) 例規システムの運用は、令和5年1月1日からとする。
- (5) 例規の更新を例規システムに反映させる際は、例規の重要性に鑑み、品質管理に最大限留意すること。また、更新データ作成を年4回以上行うこと。その際、本市が提供する原議やその他資料についても例規システムに登載すること。なお、令和4年10月以降に公布された例規から例規集更新業務を開始するものとし、市が更新を依頼した際には受託者は速やかに例規システムに反映すること。

3 システム動作環境

- (1) システム運用に支障がない十分なスペック・サーバ機構成とすること。
- (2) サーバ等を設置するIDC施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災、地震等の耐障害性に優れ、二重化電源装置が施された施設とし、安全性対策を講ずること。
- (3) サーバルームは、24時間365日体制で監視を行い、入退室を厳しくチェックすること。
- (4) ファイアウォール及びウイルス対策ソフトウェアにて、サーバ機の安全性を確保するとともにOS開発元から提供されるシステムに必要なセキュリティパッチを適宜適用すること。
- (5) データバックアップを毎日実施し、万一システム障害が発生し、データ消失した場合においてもデータ復旧可能な構成及び体制を構築すること。

4 各システムの概要

(1) システム仕様

ア 例規検索機能

(ア) 例規検索

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から検索できる機能

(イ) 施行時点検索

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を閲覧できる機能

能

(ウ) 原議検索

例規原義のファイルをサーバ上に登録し、一元管理するとともに、用語、題名、年月日、種別・番号、所管部署から原議を検索できる機能

(エ) 本文表示

例規本文、原議本文を表示できる機能

例規本文は、指定する施行日時点の改正箇所を確認できる機能

(オ) 引用表示

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能

(カ) リンク機能

例規・法令の引用箇所（「条例」のように略称で表記されている箇所を含む。）について、本文中から該当箇所（その時点で有効な規定の状態であること。）を表示できる機能

(キ) 原議リンク機能

例規沿革情報から該当原議にリンクが貼られ、HTML形式、RTF形式等で原議本文表示できる機能

(ク) 本文出力

例規全文又は選択した条、項、号等をRTF形式でダウンロード、印刷できる機能

(ケ) 様式出力

選択した様式をRTF形式でダウンロード、印刷できる機能

(コ) 検索結果出力

検索条件に合致した例規の一覧をCSV又はRTF形式でダウンロード、印刷できる機能、複数の例規データを一括出力できる機能

(カ) 新旧対照表出力

例規本文を新旧対照表形式にてRTF形式でダウンロードできる機能

(シ) 出力フォーマット設定

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能

(ス) 全国例規集検索・類似例規比較機能

インターネット上に公開されている全国自治体の例規について検索・閲覧がで

きること。この場合において、例規種別、自治体規模別、都道府県別に応じて絞り込むことができること。

イ 例規起案・審査機能

(ア) 改正対象例規検索

例規起案機能内で改正対象例規を検索できる機能

(イ) 条文編集

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文を編集できる機能

(ウ) 法制執務支援

例規の各構造に対して法制執務上行える改正作業のみを表示する機能

(エ) 改正箇所確認

本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能

(オ) 改正文生成

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

(カ) 新旧対照表生成

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能

(キ) 原議生成

原議を自動生成する機能（複数施行日の改正、等の改正、多段改正形式の原議生成に対応していること。）

(ク) 出力機能

市が指定するフォーマットでダウンロードできる機能

(ケ) 条文点検

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

(コ) 原議点検

原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能

(サ) とけ込ませ点検

原議のとけ込み状況について点検できる機能、原議をとけ込ませた後の条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

(シ) データ取込み

例規システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データを例規システムに

取込み、例規システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能

(ス) とけ込ませ後条文表示

とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能、新旧対照表を自動生成できる機能

(セ) 例規・法令引用宛先確認

とけ込ませ点検時に、法令、自例規、他例規の引用箇所に対し宛先が存在しているか確認する機能

(ソ) 原議再構成

例規システムで作成した原議を再構成（複数の原議を1つに統合）する機能

ウ 例規管理

(ア) 点検項目設定機能

条文、原議、とけ込ませ点検の際の点検項目を設定できる機能、任意の点検用語を設定・管理できる機能

(イ) 例規集データ公開用システム

体系、五十音から例規を検索し、閲覧できるデータシステム機能

(2) その他の機能

上記（1）以外に、以下に示す条件、システム機能を満たすこととする。

ア 法令改廃情報提供システム

(ア) 法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できること。

(イ) 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。

(ウ) 制定・改廃のあった法令本文の表示に加え、新旧対照表を参照できること。

(エ) 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。

(オ) 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。

(カ) 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。

イ 法令検索システム

(ア) 現行の法律・政令・省令・告示を検索・閲覧できること。

(イ) 官報掲載法令を検索・閲覧できること。法令本文は施行日単位での参照を可能とし、新旧対照表形式で表示できること。

(ウ) 法令本文から関連する法令を表示できること。

(エ) 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。

(オ) 更新は週に1回実施すること。

(カ) 最低でも5名以上同時に利用できること。

ウ 判例検索システム

(ア) 法令とのリンクが可能であること。

(イ) 法令システムと同様のインターフェースにて違和感なく操作できること。

(ウ) システム内容更新は年間12回（毎月更新）以上とすること。

(エ) 体系化された目次から検索する機能を有し、用語、裁判年月日、裁判所、審決、事件番号、裁判官、出典検索機能を有すること。

(オ) 主要判例について「判例タイムズ」の解説を登載すること。

(カ) 判決文を時系列表示する機能を有すること。

(キ) 目安として判例総件数320,000件、当該判例の論点に係る要旨を相当件数収録した内容であること。

5 システムの導入・保持に関すること

(1) システムの導入

ア 例規システム導入については、碧南市の業務に支障がない導入計画を策定すること。

イ クライアントPCにソフトウェアのインストールを実施する場合については、碧南市の情報システム担当部署と協議の上、業務に支障が出ないように計画書を策定すること。

(2) システムの保持

ア 例規システム導入後においては、常に例規システムが正常な状態で動作する環境を保持し、例規システムに関する問い合わせ等に対し、迅速かつ適切に対応ができる体制を整備すること。また、機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。

イ 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧等、データの復旧に対し万全の体制を整えること。

ウ ウイルスチェックソフトの導入により、既知のウイルスを検知して隔離、削除等の措置を行うこと。

- エ 災害等で当庁からのL G W A Nへの接続が不能になった場合を想定し、パーソナルコンピュータにプログラム及びデータをインストールし、例規集データの検索・閲覧機能が利用できること。
- オ 業務全般に対する質問に対し、電話、ファクシミリ又は電子メールにて対応できること。
- カ 照会受付は随時行い、電話等による照会対応時間については、平日の午前9時～午後5時15分を基本とすること。
- キ 例規システムのバージョンアップ及びサーバ等機器の更新費用については、利用料金に含めること。
- ク 例規システムのバージョンアップ等で碧南市に設置しているプロキシサーバ等の設定変更が必要となる場合、速やかに協議を行うこと。
- ケ 協議事項がある場合は、協議の上、対応策を決定すること。

(3) 研修

- ア システム導入以降、必要に応じて担当の社員を派遣し、一般職員を対象にした操作説明を行うこと。また、例規担当者についても、管理者用の操作説明を別途実施し、その他操作方法についての問い合わせ窓口を設置すること。
- イ システムに関する操作説明書については、製本したものを10部、PDF形式等電磁的に記録した媒体を1部納品すること。

(4) 法制執務支援

法制執務に関する照会に対して、専門スタッフによる相談窓口を設置し、本市の要望により以下の支援にあたること。

- ア 例規システム全般に関する支援
操作方法、例規の制定・改廃に関する質問に対して迅速かつ適切に支援すること。
- イ 法制執務照会事例の提供
他自治体からの照会事例等を参考資料として提供すること。
- ウ 先進事例の提供
本市の意向を踏まえて例規の先進事例を提供すること。
- エ 法令の制定・改廃に伴う例規整備情報の提供
特に重要な法令については法案の段階から動向を追い、自治体例規への影響を解説した資料を提供すること。

6 システムの運用開始日

令和5年1月1日。同日までにシステムの使用環境の構築及び整備並びに操作説明書を納品すること等により、円滑に運用を開始できること。

7 その他

- (1) 例規集データベース化の作業により作成された例規データ及び市が提供したデータ、又は市が発注し納品された成果物（データ及び紙媒体等）の著作権については受託者が提供するシステム並びにシステムのプログラム等を除き全て市に帰属すること。
- (2) 更新都度、例規集の全てのデータをHTML形式で市に提供すること。

照会対応図

